

道路運送法第9条第4項

第一号 当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

⇒設置要綱第3条（4）杉並区都市整備部長
（5）杉並区交通施策担当課長

第二号 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

⇒設置要綱第3条（1）キャピタルモーターズ株式会社

第三号 当該路線等を管轄する地方運輸局長

⇒設置要綱第3条（2）国土交通省関東運輸局東京運輸支局

第四号 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

⇒設置要綱第3条（3）杉並区町会連合会 常任理事
（3）荻窪地域区民センター協議会 会長